

悪質な竿だけ屋に注意してください

ご相談は…

移動販売の物干し竿を買おうと呼び止めたところ

約9万円という高額な支払いをさせられたという事例が発生しました。 ください。 今後、 柳井市内において、 周辺の町にも同様の事例が発生する可能性があるので注意して

たが、領収書や契約書など、業者名のわかるものは一切もらえなかった 現金があったので2000円値引いてもらって8万5000円を支払っ が切ろうとしたので不安になり値段の確認をしたが答えてもらえなかっ 2980円だと思い3本頼んだ。竿が3メートルと長かったため、 れた。もともと買おうと思っていた竿の値段が2本で1000円のため、 た軽い物干し竿の値段を聞いたところ「ニー・キュッ・パ」とだけ言わ 【ワンポイント講座】 竿を切った後、 代金は3本で8万7000円と言われた。たまたま 業者

とめた。2本で1000円の竿は重く使いづらいと思ったので、横にあっ

移動販売の竿だけ屋のアナウンスを聞いて、

物干し竿を買おうと呼び

(事例の詳細)

野焼きはやめましょう

今のと

わからない場合や悪質な業者の場合は支払ってしまったお金を取り戻す

契約の取り消しができる事例なのですが、

相手が

ことは困難です。

クーリングオフや、

⑷トラブルにあったら消費生活センターに相談する ③領収書を受け取り、その場で連絡先を確認する ⑵購入する前に価格を十分確認し、不要な場合はきっ

問い合わせ

周防大島町商工観光課 20820 (79)

(1)声をかけるのは慎重に

ぱりと断る

【消費者へのアドバイス】

ころ有効な解決策がないのが現状です

支払いを求められたときすぐに警察に110番通報する以外、

ごみや草などの野焼きは、法律で禁止されています。 ごみや草などをそのまま焼却する場合も、ドラム缶な どの簡易な構造の焼却炉を使用して焼却する場合も野 焼きと同じ扱いになります。

野焼きは、周辺地域の生活環境に与える影響や廃棄物 の不適正な処理の防止から原則禁止され、一定の例外を 除いて、罰則の対象となっています。(5年以下の懲役 若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科)

近隣に住む方々へ迷惑をかけないためにも皆さんの ご協力をお願いします。

《罰則対象の例外となる廃棄物の焼却》

- ①国または地方公共団体がその施設の管理を行うため に必要な廃棄物の焼却
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応 急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な 廃棄物の焼却
- ④農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないもの として行われる廃棄物の焼却
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄 物の焼却であって軽微なもの

野焼き禁止の例外規定とされた行為であった としても生活環境上支障があり、苦情等がある場合は、 改善命令や行政処分および行政指導の対象となります。

■問い合わせ

生活衛生課 ☎0820(79)1012

消費生活相談

インターネット受付を始めました

柳井地区広域消費生活センターでは、契約に関す ることや架空請求など、消費者と事業者の間に発生 したトラブルの相談を受け付けています。

原則、来所もしくは電話で相談を受け付けていま すが、センター開所時間に相談をできない方向けに インターネットでの相談受付を始めました。

下記URLから相談受付フォームに入力し、送信 してください。

お返事は、翌センター開所日までに差し上げます が、お急ぎの方は、電話か来所でご相談ください。

http://www.city-yanai.jp/site/shohiseikatsu-center/

柳井地区広域消費生活センターで相談を受け付 けている曜日、時間、場所、電話番号は次のとおり です。

月曜日~金曜日(祝日・年末年始は除く) 曜日 午前8時30分~午後5時15分まで 時間 (ただし相談の受付は午後5時まで)

場所 柳井市役所 3 階商工観光課内

☎0820(22)2125(直通)